

再々評価調書

事業名	二級河川 芦田川 河川改修事業				
担当部署	都市整備部 河川室 河川整備課 改良グループ (連絡先 06-6944-9297)				
事業箇所	高石市東羽衣地先～高石市西取石地先				
再々評価理由	再評価後 5 年を経過した時点で継続中				
事業概要	目的	芦田川事業区間は、高石市の市街地を流れ、沿川に家屋が連たんしている。このため、ひとたび洪水災害を受けると、甚大な被害が予想されるため、安全で豊かな生活環境を確保する目的で、河川改修を進める。			
	内容	<河川整備計画> 二層河川 L=0.60km 道路橋3橋 うち整備済み0.30km道路橋1橋 河道改修 L=0.77km 道路橋9橋 うち整備済みL=0.0km道路橋0橋 流域調節池 N=1箇所 うち整備済みN=1箇所 計画流量 38m ³ /sec (10年確率時間雨量50mm相当) 治水安全度 着手時約 16m ³ /sec (時間雨量 20mm 程度)	<河川整備基本方針> 二層河川 L=0.60km 道路橋3橋 河道改修 L=0.77km 道路橋9橋 流域調節池 N=2箇所 計画流量 45m ³ /sec (100年確率 時間雨量77.6mm) 治水安全度 着手時約 16m ³ /sec (時間雨量 20mm 程度)		
	事業費	全体事業費約 52 億円 うち投資事業費約 33 億円 【内訳】 工事費 約 36 億円 うち投資工事費約 19 億円 用地費 約 16 億円 うち投資用地費約 14 億円	全体事業費約 77 億円(約 77 億円) 【内訳】 工事費 約 41 億円(約 41 億円) 用地費 約 36 億円(約 36 億円)		
	※()内の数値は前回評価時点のもの	【事業費の変動理由】 特になし	【工事費の内訳】 特になし	【事業費の変動理由】 特になし	【工事費の内訳】 特になし
	事業費の変動要因	【他事業者との協議状況】特になし 【再評価時に予測した事業費変動要因の状況】特になし 【計画変更の予定】特になし			
	維持管理費	約 38.5 百万円/年 (治水経済調査要綱に基づく事業費の 0.5%/年)			
	上位計画	芦田川全体計画(平成9年大臣認可) 大阪府都市基盤整備中期計画(案) [H17. 3] 芦田川水系河川整備基本方針(案) [H19. 3]			
	関連事業	ふるさとの川整備事業(平成9年度採択)			
事業の進捗状況	経過	事前評価時点 (※評価なし)	再評価時点 (H16)	再々評価時点 (H21)	分析
	事業採択年度 事業着工年度 完成予定年度	H 8 年 H 8 年 H 22 年	H 8 年 H 8 年 H 30 年	H 8 年 H 8 年 H30 年 (50 年) () は基本方針まで	
	進捗状況		用地: 28% 工事: 32% ※基本方針まで ※事業費ベース	用地: 88% (39%) 工事: 53% (46%) () は基本方針まで ※事業費ベース	・流域調節池 1 箇所(東羽衣調節池)が完成。
	今後の事業進捗の見通し	二層河川区間の施工を進める。 【新たなコスト削減や代替案等の可能性】特になし			

事業目的に関する諸状況	事前評価時点	再評価時点	再々評価時点	分析
	(河川整備基本方針の対象降雨による) 想定氾濫区域 170ha 浸水家屋数: 2,300 戸 ※ 想定氾濫区域は、簡易的な手法で算出	(河川整備基本方針の対象降雨による) 想定氾濫区域 119ha 浸水世帯数: 6,277 世帯 ※ 想定氾濫区域は、簡易的な手法で算出	(河川整備基本方針の対象降雨による) 想定氾濫区域 178ha 浸水世帯数: 5,871 世帯 (河川整備計画対象降雨による) 想定氾濫区域 91ha 浸水世帯数 2,912 世帯 ※ 想定氾濫区域は、氾濫解析(平面二次元不定流計算)によって、より精緻に算出	
事業を巡る社会情勢の変化	・ふるさとの川整備事業に採択され、整備および維持管理については、地元自治体や住民の協力のもとで計画を推進していく。	・完成済調節池については上物の維持管理を高石市が行っている。二層河川区間についても完成後の維持管理については市の協力が得られる。 ・事業への地元の協力はおおむね得られているが、一部の用地取得に時間を要している。	・完成済調節池については上物の維持管理を高石市が行っている。二層河川区間についても完成後の維持管理については市の協力が得られる。 ・事業への地元の協力はおおむね得られている。	二層河川区間については、地元の協力が概ね得られている。平成16年の浸水被害の発生により、早期の事業進捗が望まれている。
地元等の協力体制				

	事前評価時点での状況		再評価時点での状況	再々評価時点での状況（変更点）			分析	
		備考						
事業効果の分析	費用便益分析	<ul style="list-style-type: none"> ・総便益/総費用（B/C） =64.21 便益総額 B=3,561.3億円 総費用 C=55.5億円 ・費用便益算定の根拠： 		<ul style="list-style-type: none"> ・総便益/総費用（B/C） =63.4 便益総額 B=3,887.7億円 総費用 C=61.3億円 ・費用便益算定の根拠： 治水経済調査マニュアル (案) H12.5 	<ul style="list-style-type: none"> <①事業着手時点から河川整備計画完了まで> ・総便益/総費用（B/C） =8.9 便益総額 B=309億円 浸水被害軽減便益 309億円 総費用 C=35億円 建設費 31億円 維持管理費 4億円 ・費用便益算定の根拠： 治水経済調査マニュアル(案) H17.4 	<ul style="list-style-type: none"> <②現時点から河川整備計画完了まで> ・総便益/総費用（B/C） =45 便益総額 B=492億円 浸水被害軽減便益 492億円 総費用 C=11億円 建設費 6億円 維持管理費 5億円 ・費用便益算定の根拠： 治水経済調査マニュアル(案) H17.4 	<ul style="list-style-type: none"> <③事業着手時点から河川整備基本方針完了まで（参考値）> ・総便益/総費用（B/C） =11 便益総額 B=528億円 浸水被害軽減便益 528億円 総費用 C=48億円 建設費 43億円 維持管理費 5億円 ・費用便益算定の根拠： 治水経済調査マニュアル(案) H17.4 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫解析手法の変更に伴い、便益が減少（平面二次元不定流計算を用い、想定氾濫区域をより精緻に算出）
	その他の指標（代替指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・C/B=総事業費/年平均被害軽減額=388.0 ・年平均被害軽減額 B=46,936.1百万円 ・総事業費 C=121.0百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・便益内容：資産被害抑止効果 ・受益者：周辺住民、農業従事者 					
	定性的分析	<ul style="list-style-type: none"> <安全・安心>浸水被害の軽減（生命や財産） ・市街化の進展に対応した河川改修事業により、治水安全度の向上を図り府民の生命・財産を守る。 <活力>シンボルとなる水辺空間の創出 ・「ふるさとの川整備計画」に基づき良好で市域のシンボルとなるような水辺空間を創出し、地域整備との一体化を図る。 <快適性>水とふれあえる水辺空間の創出 ・まちに潤うを与える貴重なオープンスペースを確保し、水遊びや散策、ジョギングなどで日常に水辺を感じるやすらぎの場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> <安全・安心>浸水被害の軽減（生命や財産） ・同左 <活力>シンボルとなる水辺空間の創出 ・同左 <快適性>水とふれあえる水辺空間の創出 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> <安全・安心> ・河川改修の実施済区間では、治水安全度が向上。 <活力> ・芦田川ふるさと広場を中心として市民の活動拠点、安らぎの空間として利用されている。 			
自然環境等への影響と対策	<ul style="list-style-type: none"> (影響) ・河川改修(河道拡幅及び河床掘削)により画一的な川となり、市民の憩いの空間である桜並木も失われ市街地内の唯一の憩いの場が無くなる。 (対策) ・二層河川、緩勾配河道とすることで今以上に親水性が確保され、また市民に愛されている桜並木の保全も可能となる。都市部における貴重な自然とのふれあい空間を創出することにより、多様な植生の育成・生息空間が生まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に従い、治水能力の向上、自然環境の創出と親水性に配慮した改修を実施。 				
その他特記すべき事項								
前回評価時の意見具申・府の対応方針の概要	<ul style="list-style-type: none"> 【意見具申】 【府の対応方針】 	<ul style="list-style-type: none"> 【意見具申】本事業については、「事業継続は妥当」と判断する。 【府の対応方針】『事業継続』とする。 						